

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、京都市立浴場の指定管理者を次のとおり公募します。

平成22年6月21日

京都市長 門川大作

1 指定施設

(1) 名称

京都市立浴場（13箇所）

※ 募集は下表に記載されているAからDの4グループに分けて行います。応募はグループ単位で行い、応募者は、複数のグループへ応募できます。

ただし、グループ内の一部の市立浴場のみへの応募はできません。

グループ名	募集浴場名
A	樂只浴場，養正浴場，錦林浴場
B	壬生浴場，三条浴場，辰巳浴場
C	崇仁第一浴場，崇仁第二浴場，崇仁第三浴場
D	吉祥院浴場，山ノ本浴場，久世浴場，改進浴場

(2) 所在地

別紙のとおり

(3) 建物の構造等

別紙のとおり

(4) 床面積

別紙のとおり

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 市立浴場を京都市立浴場条例の設置目的に従って、利用に供すること。
- (2) 市立浴場の施設(附属施設, 附属設備及びその他物品を含む。)の清掃, 定期点検等の維持管理に関すること。
- (3) 市立浴場の施設(附属施設, 附属設備及びその他の物品を含む。)の小規模修繕等の保守及び安全管理に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか, 市立浴場の管理に関し, 京都市長が必要と認めること。

3 指定期間

平成23年4月1日から4年間とします。

4 応募資格

応募の資格は, 次の各号に掲げる条件に該当する法人その他団体とします。

- (1) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 代表者, 役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され, 又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして, 公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 団体又は代表者, 役員が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

いこと。

(5) 団体又は代表者、役員が指定暴力団の構成員でないことの他、契約の相手方としてふさわしくない者でないこと。

(6) 団体又はその代表者が次に掲げる税等を滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税及び地方消費税

ウ 京都市の市税（本市に事業所がある場合）

エ 京都市の水道料金及び下水道使用料（本市に事業所がある場合）

5 募集要項の配布

平成22年6月21日（月）から平成22年7月20日（火）の間に、9に記載する問い合わせ先において配布するとともに、ホームページにも掲載します。

6 応募手続

(1) 応募に必要な書類

ア 指定申請書（様式I-1-(1), (2)）

イ 添付書類

(ア) 申請団体の組織及び財務の状況の概要を記載した書類

(イ) 指定施設の管理に係る事業計画書

(ウ) 指定施設の管理に係る収支計画書

(エ) その他市長が必要と認める書類

(2) 書類の受付

種 別	指定申請書及び添付書類
受付期間	平成22年6月21日（月）から

	平成22年7月20日（火）まで 注 土曜日，日曜日及び祝日を除く，午前9時から午後5時まで
受付方法	必ず持参とします。
受付場所	京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課 〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル3階 電話 075-366-0322

7 指定管理者の決定方法

(1) 選定委員会の審査

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき設置された学識経験者等で構成する京都市立浴場指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において，申請団体から提出された応募書類等の内容に基づき，次に掲げる事項について審査を行います。

ア 指定管理者としての適格性，能力

イ 事業運営計画

（ア）施設運営の考え方

（イ）施設の維持管理体制

（ウ）サービス向上の取組

（エ）その他

ウ 経営計画

(2) 指定候補者の選定

選定委員会による審査の結果に基づき、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定します。

(3) 市会の議決及び指定管理者の指定

市会に指定候補者を指定管理者とする旨の議案を付議し、議決を受けただうえで、指定します。ただし、市会の議決を経るまでの間に、当該指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定しないことがあります。

8 補則

前各号に記載するもののほか、詳細は募集要項に定めるところによります。

9 問い合わせ先

京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課

〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地

Y・J・Kビル3階

電話075-366-0322 FAX 075-366-0139

ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/bunshi/jinken/>

電子メール jinken@city.kyoto.jp

市 立 浴 場 一 覧

[別紙]

H22. 4. 1 現在

グループ	浴 場 名	所 在 地	開設日	定休日	営業時間	建物面積 (m ²)
A	京都市立 楽只浴場	京都市北区紫野上御輿 町 25 番地	昭和 23 年	日曜日	16:00 ～ 22:00	437.8 鉄筋コンクリート平屋
A	京都市立 養正浴場	京都市左京区田中馬場 町 77 番地	大正 12 年	日曜日	16:30 ～ 22:30	471.1 鉄筋コンクリート平屋
A	京都市立 錦林浴場	京都市左京区鹿ヶ谷高 岸町 2 番地の 1	昭和 3 年	日曜日	16:30 ～ 22:30	438.4 鉄コ(上, 下各 1)
B	京都市立 壬生浴場	京都市中京区西ノ京新 建町 12 番地	昭和 36 年	日曜日	16:30 ～ 22:30	265.0 鉄筋コンクリート平屋
B	京都市立 三条浴場	京都市東山区三条大橋 東 3 丁目下る教業町 696 番地	昭和 50 年	日曜日	16:00 ～ 22:00	350.4 鉄筋コンクリート平屋
C	京都市立 崇仁第一浴場	京都市下京区上之町 4 番地の 1	大正 12 年	土曜日	16:30 ～ 22:30	279.5 鉄筋コンクリート平屋
C	京都市立 崇仁第二浴場	京都市下京区屋形町 6 番地の 1	昭和 43 年	月曜日	16:30 ～ 22:30	426.3 鉄筋コンクリート平屋
C	京都市立 崇仁第三浴場	京都市下京区下之町 56 番地	昭和 58 年	日曜日	16:30 ～ 22:30	654.4 鉄コ(上 1, 下 2)
D	京都市立 山ノ本浴場	京都市南区上鳥羽山ノ 本町 38 番地	昭和 54 年	日曜日	16:00 ～ 22:00	173.1 鉄筋コンクリート平屋
D	京都市立 吉祥院浴場	京都市南区吉祥院這登 東町 47 番地	昭和 14 年	日曜日	16:30 ～ 22:30	350.7 鉄筋コンクリート平屋
D	京都市立 久世浴場	京都市南区久世大築町 66 番地	昭和 34 年	日曜日	16:30 ～ 22:30	401.9 鉄筋コンクリート平屋
D	京都市立 改進黨浴場	京都市伏見区竹田狩賀 町 131 番地	平成 元年	月曜日	16:30 ～ 22:30	942.2 鉄筋コンクリート平屋
B	京都市立 辰巳浴場	京都市伏見区醍醐外山 街道町 21 番地の 11	昭和 35 年	日曜日	16:30 ～ 22:30	419.9 ブロッカー部鉄コ平屋
	計		13 箇所			

(文化市民局市民生活部人権文化推進課)